安心・安全スポーツ相談電話設置事業実施要項

１　目　的

京都府内で活動する各競技団体や京都府内に所在する学校等での、様々なハラスメントや暴力行為等の根絶のため、それらに関わる悩みや不安を抱く、各競技団体や学校の部活動に所属している競技者等からの相談を実施し、課題解決のため各所属団体等に対し助言等を行い、安心・安全なスポーツ環境の整備に資することを目的とする。

２　実施主体

京都府教育委員会・公益財団法人京都府スポーツ協会

３　事　業

スポーツトラブルに関する相談電話を（公財）京都府スポーツ協会に設置し、電話による相談を実施し、課題解決を図る。

（１）相談内容

ア　各競技団体（学校の部活動を含む。）内での各種ハラスメントに関する事項

イ　各競技団体（学校の部活動を含む。）内での暴力行為に関する事項

　　ウ　その他法令違反に関する事項

（２）課題解決

相談内容に応じ、関係団体に情報提供し、該当団体において課題解決を図る。

（３）相談内容の取扱

相談内容の取扱いは、個人情報保護の観点から厳正に行う。

４　その他

この要項に定めるもののほか、業務運営に必要な事項は、別に定める。

この要項は、令和２年４月１日から運用する。